

「(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業」実施方針策定の見通しについて

令和2年3月3日

かほく市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第15条第1項及びPFI法施行規則第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業	事業契約の締結日から令和21年3月までの期間（予定）	(仮称) かほく市総合体育館等の施設整備・維持管理・運営に関する業務	<u>(仮称) かほく市総合体育館</u> かほく市浜北イ19番地1 <u>新野球場</u> かほく市浜北イ25番地3 <u>河北台体育館</u> かほく市遠塚口47番地1 <u>七塚テニスコート</u> かほく市浜北イ37番地5	<u>令和2年</u> <u>3月上旬</u> (予定)